

平成21年10月から毎月ガス料金が変わります

(新しい原料費調整制度の導入のお知らせ)

天草ガス株式会社

日頃より天草ガスをご利用いただき誠に有難うございます。

当社はこのたび新しい原料費調整制度を導入することを内容とする供給約款・選択約款の変更を九州経済産業局長に届出いたしました。

これは近年における原料価格の急激かつ大幅な変動を踏まえ、経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の都市熱エネルギー部会において、原料費調整制度の見直しが検討された結果、関連する経済産業省令が改正されたことを受け、実施するものです。

新しい原料費調整制度では、これまで半年毎に行っていたガス料金の調整を毎月実施するとともに、平均原料価格を料金に反映させるまでの期間を現行の3か月から2か月へ短縮します。また、平均原料価格が一定の範囲内の変動であればガス料金の調整を行っておりませんでしたでしたが、新しい原料費調整制度ではガス料金の調整を行います。

平成21年10月検針分より新しい原料費調整制度を適用し、毎月ガス料金を調整させていただきますこととなりましたのでお知らせいたします。

◎新しい原料費調整制度の概要

		新 制 度	現 行 制 度
(1) 料金反映の仕組み	調整頻度	毎 月	半 年 毎
	平均原料価格の算定	料金適用月の5か月前から3か月前までの3か月平均	料金適用期間(半年)の9か月前から4か月前までの6か月平均
(2) 非調整バンド		廃 止	平均原料価格の変動が基準平均価格(67,220円/トン)から±5%(3,360円/トン)以内の場合はガス料金への反映は行わない
(3) 上限バンド		現行通り	平均原料価格が上限値(107,550円/トン)を上回った場合は上限価格を平均原料価格とする

	平成20年						平成21年											
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
現行制度	平均原料価格 6か月						料金反映 6か月											
							平均原料価格 6か月						料金反映 6か月					
1月から6月の平均原料価格を10月から3月分のガス料金に反映 7月から12月の平均原料価格を4月から9月分のガス料金に反映																		
新制度							平均原料価格 3か月			料金 反映								
							平均原料価格 3か月			料金 反映			料金 反映					
							平均原料価格 3か月			料金 反映			料金 反映					
5月から7月の平均原料価格を10月分のガス料金に反映 6月から8月の平均原料価格を11月分のガス料金に反映 7月から9月の平均原料価格を12月分のガス料金に反映																		

◎ 新しい原料費調整制度は、平成21年10月検針分のガス料金から適用いたします。

10月検針分のガス料金は、平均的なガス使用量（23m³/月）の標準家庭の場合、9月分のガス料金（8,813円：消費税等相当額を含む）に比べて1,219円の値下がりとなります。

ガスご使用量のお知らせ（検針票）に9月検針分（当月）と10月検針分（次月）の調整単位料金を記載しております。また、10月検針分以降も同様に記載します。

◎ 調整単位料金は、ガスご使用量のお知らせ（検針票）等によりご確認ください。

原料費調整制度とは・・・

原料費調整制度とは、為替レートや原油価格の変動による原料価格をガス料金に反映させる制度です。

都市ガスの原料であるLNG（液化天然ガス）やLPG（液化石油ガス）の輸入価格（貿易統計実績値）をもとに算定した平均原料価格が、調整のもととなる基準平均原料価格を上回り又は下回る場合に、その差額（原料価格変動額）から調整単位料金（円/m³）を算定し、ガス料金を調整する制度です。

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + \left[\begin{array}{l} \text{調整単位料金 (円/m}^3\text{)} \\ \text{(基準単位料金} \pm \text{調整額)} \end{array} \times \text{ご使用量} \right]$$

調整単位料金は、基準単位料金（円/m³）に調整額（円/m³）を加算あるいは減算して算定します。また、調整額は原料価格変動額より算定します。

問い合わせ先

天草ガス株式会社
電話番号 0969-23-2027